

令和元年第2回八千代町議会定例会会議録（第3号）

令和元年6月12日（水曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

議長（6番）	上野 政男君	副議長（3番）	大里 岳史君
1番	増田 光利君	4番	廣瀬 賢一君
5番	大久保弘子君	7番	中山 勝三君
8番	生井 和巳君	9番	大久保 武君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	谷中 聰君	副 町 長	古宇田信一君
教 育 長	赤松 治君	会 計 管 理 者	塚原 渥君
秘 書 公 室 長	青木 喜栄君	総 務 部 長	野村 勇君
企画財政部長	中村 弘君	保健福祉部長	塚原 勝美君
産業建設部長	生井 俊一君	総 務 課 長	生井 好雄君
消防交通課長	宮本 克典君	税 務 課 長	鈴木 衛君
まちづくり 推 進 課 長	馬場 俊明君	財 務 課 長	大里 斉君
福 祉 課 長	川村 俊之君	国民年金課長 兼健康増進 課 長	飯ヶ谷智巳君
産業振興課長	飯岡 勝利君	都市建設課長	木村 和則君
農業委員会 事 務 局 長	宮本 正美君	教育次長兼 学校教育課長	青木 和男君
給食センター 所 長	岩坂 信幸君	総務課補佐	中川 貴志君
財 務 課 補 佐	倉持 浩幸君		

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男 主査兼係長 鈴木 佳奈
係 長 山中 昌之

議長（上野政男君） 引き続きご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第3号）

令和元年6月12日（水）午前9時開議

- 日程第1 通告による一般質問
 - 日程第2 議員派遣の件
 - 日程第3 閉会中の継続調査の件
- 閉 会
-

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意を申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意を申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げます。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしますので、ご了承を願います。

ここで、脱衣を許可いたします。

日程第1 一般質問

議長（上野政男君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

昨日の会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、7番、中山勝三議員の質問を許します。

7番、中山勝三議員。

（7番 中山勝三君登壇）

7番（中山勝三君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をいたします。

初めに、プレミアム商品券についてお尋ねいたします。本年10月から消費税率が10%に引き上げられますが、その際にはさまざまな影響が懸念されます。そこで、負担の緩和を図るために、新たな制度や対策を講じるとしております。そのための軽減税率や幼児教育の無償化、キャッシュレス決済におけるポイント還元などと併せてプレミアム商品券を発行して、負担の影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、下支えるためにプレミアム商品券を発行することになっています。政府においては、そのための関連費用を平成30年度第2次補正予算で96億円、平成31年度、令和1年度ですけれども、予算で1,723億円がそれぞれ計上されています。そこで、当町における事業での財政の内容についてまずお尋ねをいたします。

今回のプレミアム商品券は、前回のように2015年度のときのように、大多数の人が購入できるのではなく、限られた対象の方になるようですが、その条件と購入できる当町における世帯数はどのくらいになるのでしょうか。

また、前回は役場庁舎1階のエントランスホールで販売をされましたが、今回のプレミアム商品券の販売、購入方法、それから金額やプレミアム内容はどのようになっているかをお尋ねをいたします。

商品券を使って買い物ができる事業所、取り扱い店舗は商工会員さんの協力店が中心とは思われますが、職種や取り扱い量が限られると思います。その際に大型店やコンビニなどでも使用できるのかお伺いをいたします。

続きまして、通告の2に移ります。筑西幹線道路関係についてお伺いをいたします。県西地域と県都水戸をつなぐ幹線道路として整備が進められていますが、開通すれば当町にとっても利便性の向上に大いに役立つと期待をするわけです。八千代町川西の北側

に接する結城の南部を通り、中結城地区の下山川から西大山、そして広域農道と合流して、一部同一路線となり、国道125号線までの間で整備工事が進められています。しかし、当初の住民説明会における計画よりも、かなり何年もおくれております。当初そこに説明会に参加された中結城の議員さんは多分覚えていらっしゃると思いますけれども、完成が平成27年というような想像を絶するような、そういう説明でありました。そこで、現在の進捗状況についてお尋ねをいたします。

この筑西幹線道路の当町内における通過区間において、難所とも言える山川沼土地改良区内を通過いたします。すなわち、ここはもともと広大な沼地でしたから、地盤が緩いのは当然ですが、大雨の際の排水の問題がたびたび取りざたされます。今のような土地改良によって干拓が行われる以前、私の子どもの頃までは沼周辺の家では、どこでも竹ざおでこぐ舟を所有していて、沼の中の田んぼにも行っておりました。この山川沼土地改良区内の排水に重要な役割を果たしているのが山川排水路ですので、併せての対策が欠かせません。

あの平成27年9月に発生した皆様も記憶に新しいと思いますが、関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の至るところで発生した溢水や常総市における堤防の決壊災害のときには、当町でも鬼怒川堤防決壊の寸前で免れたものの、さまざまところで水害による被害も発生いたしました。山川沼土地改良区においても、水田はほぼ全滅し、山川排水路、九郎兵衛橋付近の溢水、冠水では、床上、床下浸水などの発生で、消防団による土のう積みなどの緊急的な対応策が施されたのが記憶に新しいところです。今後、筑西幹線道路によって、山川沼土地改良区内をほぼ分断するようになります。この道路がダムか堤防のようになって、上流部の排水のさらなる滞りが憂慮されます。そして、この土地改良区内の排水のためには、山川沼土地改良区と山川排水路上流の接点地付近に設置されている揚水機場のフル稼働が望まれるわけですが、現在設計では3基のポンプを設置する予定が2基しか設置されておらず、しかも先の述べた山川排水路の九郎兵衛橋付近の溢水、冠水になった際でも、これ以上の被害が拡大するおそれがあるということで、この2基さえフル稼働できる状態にはなかった。さらに、もう1基設置するということになれば、ますます被害は大きくなってしまいます。これらの対策に町としてはどのように取り組んでいるのかをお伺いをいたします。

さらに、今後は筑西幹線道路の役割と機能の向上はますます期待をされます。125号線菅谷西部の交差点よりさらに広域農道を南へ活用し、八千代高校の南側から水口地内へ

県道つくば古河線バイパスとして、日野自動車工場南側の道路と連結させるとの計画が発表されております。この間約1.2キロということですが、現在の進捗状況、また今後の見通しについてお伺いをいたします。

次に、通告の3に移ります。八千代中央地区土地区画整理事業第1工区内の道路には、街路樹としてハナミズキが植えられております。春にはハナミズキ特有の可憐な花が咲き、夏は木陰をつくり、秋には紅葉して景観を演出し、町民や通行人に潤いをもたらしております。

一方、地元で一番困るのは、落ち葉の後始末であり、なかなかこの行政の手が十分には届いていない状況が見受けられます。さらに、毛虫、害虫も発生しますので、その消毒や枝の剪定もしなければならず、この請負してくださっている業者の方も限られた予算の中で努力してくれてはいると思います。

そして、そのほかにもう一つ景観を損なってしまっているのが、ハナミズキの根元部分の雑草であります。行政でも年に何度か草刈りをしているようです。根元の雑草で、このせっかくのハナミズキロードとも言うべき景観が損なわれております。また、あるいは何もないというところで、無味乾燥になっているのも見受けられて、ちょっと残念なことです。

県道結城坂東線のほうは、ハナミズキとツツジ、サツキが一带に植えられておりますが、この役場庁舎東側、町道2007号線、それから役場庁舎西側の町道2665号線は、もう根元にもサツキなどはなく、土だけになっていて、雑草が生えやすい。また、当初植栽したハナミズキも枯れてしまっておって、何もない状態のところが多数見受けられます。先日、私はこの街路樹の状況がどうなっているかということで調べてみましたところ、ここでちょっと表現上、ハナミズキの植えられているこの下の部分を区画というふうにならばちょっと表現したいと思いますが、庁舎東側の町道2007号線では、ハナミズキが植えられているのが55区画、そして木も何にもなくなっているところが43区画あります。それから、庁舎の西側で町道2665号線では、ハナミズキが植えられているのが26区画、また木も何にもなくなっているというのが15区画ありまして、全体ではこの2路線合わせまして139区画ある中で、ハナミズキの植わっているのが81区画、何にもなくなっているのが58区画というふうになってしまっております。そして、このハナミズキの1区画は、この土の部分で約0.9平米ということで、1平米には満たない面積であります。このハナミズキの根元あるいは何にもなくなると、土だけになっているというどちらと

も雑草が生えるというこの場所、ここにこの花を咲かせることができれば、景観もよくなり、愛着、親しみというもの、またこの潤いというものが湧いてくるのではないでしょうか。そして、この1平米に満たない面積でしたらば、小さな鎌か、スコップ一つあれば手入れすることが可能と考えられます。

先日、造園業の方にこのような話をしましたところ、根元に花を咲かせるくらいならば木に影響は出ないのではないかという話を伺いました。そういうことで、この希望の方に無料で区画を開放して、お花を育ててもらうなど（仮称）花木花壇親となっていて、手入れをしてくださる方には、このお花の種、そしてこの場所に、区画のところに名札をつけてあげるとか、そういう励みにもしていただくのはどうだろうか。その際にそのお花のできだ、ふできだなど等は問わないというようなことで、また1人2カ所、3カ所、複数やっていただけるような、そういうことになればさらにありがたい。そういうようなことで、町民のご協力をいただいて、街路樹とこの町の中央部の景観をよくしていく取り組みというものを提案をするわけですが、執行部におかれましては、どのような見解をお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

以上の3項目の質問に執行部の具体的な答弁を求めまして、一般質問といたします。
議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 議席番号7番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えいたします。

プレミアム商品券についての（1）の事業財政内容でございますが、この事業は低所得者や子育て世帯を対象にプレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費を国が全額補助するものでございます。

事業の目的でございますが、本年10月1日に消費税・地方消費税率が10%に引き上げられることに伴う低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・支ええることを目的としております。国から事務費の目安額が示され、これに基づきまして、平成30年度の3月補正予算と平成31年度の当初予算に事務費を計上しております。平成30年度3月補正予算におきましては、システム改修業務委託費などで200万円を計上いたしました。年度内に執行ができないため、全額を繰り越しております。平成31年度の当初予算には、人件費や印刷製本費、業務委託費など950万円を計上しております。

事業費につきましては、今後課税の決定を経て、対象者の抽出や対象者数の確認を行いまして、9月補正予算に計上を予定してございます。歳入予算にプレミアム付商品券の販売収入と国庫補助金としての販売予定商品券のプレミアム分の金額を合わせて計上し、歳出予算にプレミアム分を含めた取扱店への支払い額を計上する予定でございます。

次に、(2)の購入できる対象者と世帯数でございますが、対象者は2019年度の住民税非課税者と3歳未満の子どもが属する世帯の世帯主となっております。ただし、住民税非課税者につきましては、住民税課税者と生計同一の配偶者と扶養親族、青色・白色事業専従者、さらに生活保護の受給者を除くことと規定されております。

また、3歳未満の子どもにつきましては、国からの通知に基づく表記としておりますが、平成28年4月2日以降、令和元年9月30日までに生まれたお子さんを対象としているため、実際には3歳半に達するお子さんまで含まれることになります。

対象者及び世帯数につきましては、住民税の課税が決定され次第、対象者の抽出を行う予定でございます。現時点では課税の決定が完了しておりませんので、正確な対象者数は把握できておりませんが、平成29年に実施をいたしました非課税者を対象とする臨時福祉給付金支給事業におきましては、対象者数が4,103名でありましたので、今回も同程度の4,000名を見込んでおります。

次に、3歳未満子育て世帯の対象者数でございますが、現時点での児童数に、これから9月30日生まれまでのお子さんが加わりますので、対象の子ども数は約460名を見込んでおります。世帯数につきましては、対象者数が見込みの数字であり、なおかつ重複する世帯もございまして、概数になりますが、3,000世帯くらいになるのではないかと推測をしております。

次に、(3)の購入方法でございますが、非課税者につきましては、引きかえ券を交付するための申請書の提出が必要となります。申請期間につきましては、7月23日から11月29日までを予定しております。住民税の課税決定後に、住民税が課税されない方で要件を満たすと思われる方に申請書を送付いたします。申請用紙が届きましたら、必要事項を記入し、役場窓口へ提出していただき、申請内容を確認し、要件を満たす方には9月ごろ商品券の購入引きかえ券を送付する予定でございます。3歳未満の子育て世帯主につきましては、申請は不要でございまして、対象者には9月頃に引きかえ券を郵送いたします。

商品券の購入につきましては、9月28日から役場1階での販売を予定しております。

商品券を購入する際には、引きかえ券と身分証を提示していただきます。購入者の利便性を考慮いたしまして、最初の1週間は土、日も販売を予定しておりますが、その後は平日、役場1階の窓口で販売をする考えでございます。

商品券は、500円券の10枚つづりで、1冊5,000円分を4,000円で販売いたします。購入限度額がございまして、非課税者、3歳未満の子ども対象1人につき2万5,000円分の商品券を2万円で購入できるもので、プレミアム率は25%になります。両方の要件に該当する方は、両方とも対象になります。例えば夫婦2人、3歳未満の子どもが2人いる世帯で、全員が非課税の場合は4人分プラス2人分、合わせて6人分として15万円の商品券を12万円で購入できることとなります。なお、商品券の販売終了は、来年、令和2年1月末までを予定しております。

商品券の使用につきましては、10月1日から使用でき、来年の2月末までを使用期限としております。

続きまして、(4)の取扱店は商工会員のほか、コンビニや大型店などでも使用できるのかについてでございますが、町内に立地する店舗・事業者で、取扱店に登録をした店舗全てにおいて自由に使用できる商品券でございますので、会員以外のコンビニや大型店につきましても使用ができます。

平成27年に地域活性化支援交付金によるプレミアム商品券事業を実施した際には、大型店とその他の店舗の区分があり、使用できる商品券の種類、金額が分かれておりましたが、今回の商品券事業につきましては、そのような区分、限定がございません。

取扱店の募集につきましては、6月17日から7月12日の受け付け期間を設けまして、八千代町商工会に公募業務を委託しております。登録資格要件は、八千代町内に立地する店舗・事業者で公募により広く募集することになっております。なお、登録受け付け期限を7月12日とさせていただいておりますのは、チラシなど周知素材の作成の関係によるもので、これ以降も登録は可能ですが、お早目に登録していただくことをお願いしているところでございます。

議員皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。
議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 生井俊一君登壇）

産業建設部長（生井俊一君） 議席番号7番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えいたします。

筑西幹線道路の進捗状況でございますが、筑西幹線道路整備事業の八千代町区間2.8キロにつきましても、平成23年度から事業に着手となり、県におきまして用地測量、道路詳細設計が実施され、平成25年度より町、県ともに用地交渉に着手いたしました。

町が整備を担う区間につきましては、国道125号八千代高校入り口と広域農道との交差点から北へ440メートルの区間であり、道路整備事業費は1億8,000万円でございます。

町負担分の進捗状況でございますが、昨年度までに地権者13名から約5,690平米の用地買収の締結をし、用地買収の進捗率につきましては、約94%でございます。

道路整備工事につきましては、平成29年度に着手し、昨年までに200メートル区間の道路改良工事を施工し、昨年までの進捗率につきましては、約20%でございます。今年度に用地買収費1,000万円を執行いたしますと、事業費ベースで約96%の進捗率となります。

町の筑西幹線道路整備事業費につきましては、全体事業費が1億8,000万円であり、次年度に残事業費約700万円を執行いたしますと、事業費ベースで100%の進捗率となります。町が整備を担う区間の残道路整備事業につきましては、県に事業を引き継ぎ、令和3年度より県が道路整備を実施する計画でございます。

続きまして、町内分の進捗状況でございますが、県における用地交渉の進捗状況につきましては、昨年度までに地権者68名から約7万7,000平米の用地買収契約の締結をし、用地買収は完了してございます。

道路整備工事につきましては、平成27年度から西大山、下山川地内の工事に着手いたしました。工事施工につきましては、用排水路つけかえ工事、パイプライン移設工事及び地盤改良工事、道路改良舗装工事が施工されております。

今年度の事業計画につきましては、下山川地内の山川排水路沿いの宮橋上流付近の橋梁下部工事、同地内の町道1543号線付近での地盤改良工事の施工を計画しているということでございます。

次に、山川沼土地改良区と山川排水路の関連の対策でございますが、この案件は、県西農林事務所が実施いたしました山川沼地区県営湛水防除事業の終点部の事案であると認識をしております。この事業は、第1期事業としまして、平成13年度から平成23年度に実施されました。事業の内容としましては、排水ポンプの新設と排水水量の増加を勘案し、機場から九郎兵衛橋上流部の河川の拡幅がなされました。河川拡幅工事は既存の橋梁から数メートルの距離をとり、上流部までの施工のため、既存の橋梁との間から山川排水路の増水時に溢水を許している状況にありましたので、町にてコンクリート堤防

工事を施工し、溢水対策工事を実施いたしました。

山川沼地区県営湛水防除事業の計画は、3台の排水ポンプを設置し、降雨量の多い時期においても山川沼土地改良区内の排水を円滑に処理することが目的でございました。しかしながら、この計画の課題としまして、排水先である1級河川山川の既存の断面では、排水を処理し切れず、溢水してしまい、下流への冠水被害の発生が懸念され、2台の排水ポンプが設置されておりますが、現時点では1台の排水ポンプの稼働運転しかできない状況でございます。

現在、これらの課題を解決するための対策につきまして、関係機関において協議が進められているところでございます。昨年度には1級河川山川の管理者である常総工事事務所にて九郎兵衛橋から国道125号にかかる新天神橋までの区間で、山川の現断面積を調査するため、河川測量を実施いたしました。今年度は県西農林事務所において昨年度実施された常総工事事務所の測量成果と県西農林事務所が過去に実施した測量成果を基礎資料とした上で、再度山川排水路並びに1級河川山川の排水能力に対する検証を行い、十分な排水能力が確保できるよう対策案を検討する計画でございます。対策案につきましては、その都度地元の受益者団体である山川沼土地改良区、また町というような中で説明、協議をしながら進めていくと伺っております。

町といたしましては、これまでに幾度となく県西農林事務所や常総工事事務所に対し、九郎兵衛橋下流部における山川の川幅拡幅や堤防のかさ上げ工事の対応を要望してまいりました。今後も引き続き県関係機関と連携を密にし、対応策の進捗状況を確認の上、一刻も早い問題解決を県に要望するとともに、町といたしましても最大限の協力をしてまいりたいと考えております。

次に、県道つくば古河線バイパスの進捗状況でございますが、県道つくば古河線バイパス整備事業は、筑西幹線道路の関連整備における当面のルートとして整備される区間4.5キロのうち約1.2キロの区間を県が事業主体となり、将来整備計画4車線、当面は暫定2車線道路にて整備されるものでございます。

道路整備のルートでございますが、古河名崎工業団地南側に位置する古河市の市道柳橋恩名線の4車線道路から当町の水口地内、古河市南間中橋地内を通り、八千代高校南側十字路の広域農道へと接道となるものでございます。

今までの関連する道路整備工事の進捗状況でございますが、平成27、28年度に地区計画内を境工事事務所、常総工事事務所にて約800メートルの道路改良工事が施工され、一

部供用開始となっている区間もございますが、通り抜けない状況でありますので、現在は通行どめとなっているところでございます。それらの道路の供用開始に向け、平成29年8月に関係地権者の方々への道路整備計画及び路線測量の実施に向けた説明会が開催され、同年9月に路線測量が実施され、道路詳細設計が完了したところでございます。

昨年10月に道路線形の地元説明会が開催され、同年11月に用地測量が実施され、関係地権者の境界確認立ち会いが実施されました。今年度におきましては、土地鑑定評価、補償物件算定評価業務を実施し、用地交渉を進めていく計画であると伺っております。

県道つくば古河線バイパス道路整備の事業効果としましては、八千代工業団地へのアクセスが向上し、地域経済の活性化が図られ、産業振興に寄与するとともに、地域住民の交流促進、住民生活の利便性の向上には必要不可欠な広域的な幹線道路でありますので、早期の工事着手に向けて県に要望をしております。

続きまして、中央土地区画整理事業内の街路樹（花水木）の根元の土の部分の花壇にするため、希望者を募り開放して（仮称）花水木花壇親になってもらうことについてでございますが、ご質問の内容は、八千代中央土地区画整理事業地内の道路植栽における土の部分希望する住民の方々に開放し、ハナミズキ花壇の里親になってもらい、管理をしていただくということはいかがかなというふうな内容のものと思われま。

道路植栽につきましては、道路景観の向上及び沿道の生活環境の保全を図るとともに、自然環境の保全に資することを目的として設置したものでございます。

現在、町が管理している区画整理地内の植栽につきましては、幹線道路及び住宅地内道路を合わせまして176カ所ございますが、樹木につきましては、剪定、消毒業務を業者に委託しております。土の部分につきましては、職員が定期的に除草作業を実施し、維持管理に努めているところでございます。

街路樹等の維持管理につきましては、安全かつ快適な道路の交通環境及び良好な道路景観の形成の観点からも適切な維持管理を継続していかなければならないと考えております。限られた財源の中でありまので、十分な予算が確保できていない現状もでございます。そのような中で、町道の維持管理につきましても、各行政区の方々に地域協働の一環としまして、町道の除草作業、ごみ拾い等を実施いただいているところでございます。議員が提案されました花壇親につきましても、道路の安全と美しく潤いのある道路環境の形成には大変有効な手段であると感じているところでございます。街路樹等の維持管理のあり方の一つといたしまして、十分に検討させていただきたいと考えておりま

す。

以上、ご理解のほどお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 議席番号7番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えいたします。

筑西幹線道路整備事業につきましては、北関東自動車道の桜川筑西インターと古河市の国道4号線を結ぶ延長44キロの広域的な幹線道路として整備を進めているものであります。県西地域と県央地域の交流の促進や地域の産業振興に大きく寄与する重要な路線でございます。

当町区間におきましては、下山川の綾戸地区から山川沼土地改良区内を南下しまして、下山川の赤岩地区の南から西大山地内を経て、広域農道へと合流いたしまして、国道125号線まで約2.8キロを全線4車線で整備する道路でございます。このうち、当町が担当いたしますのは、国道125号線から北へ440メートルの区間でございます。町負担分の進捗状況と町内分の進捗状況につきましては、先ほど産業建設部長が答弁したとおりでございます。早期の事業完了に向けまして、県とともに努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、山川沼土地改良区と山川排水路の関連対策でございます。昨今連続する台風襲来及び全国各地で頻発する集中豪雨などにより、甚大な水害が発生しているところでございます。当町におきましても、町民の方々が安全で安心して生活が送れるよう、河川の管理者であります県並びに国の関係機関に対しまして、山川沼湛水防除事業及び河川整備を早期に着手していただきますよう引き続き強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、県道つくば古河線バイパス整備の進捗状況でございますが、先ほど産業建設部長が答弁したとおりでございます。つくば古河線バイパス整備事業が整備されますと、広域的な道路網の形成に寄与するものであると認識しております。

また、当町では根の谷地内の八千代工業団地に企業誘致を進めているところでありますので、企業が進出する重要な選択要件としまして、広域的交通網が形成されることが挙げられます。全線開通することにより、日常的な利便性の向上のみならず、人・物の流れが円滑となり、当町の経済活動・広域的連携の活性化・企業誘致推進に必要な不

可欠な道路でありますので、早期の供用開始に向けて県に要望してまいりますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、中央土地区画整理事業内の街路樹の根元を花壇にするということでございますが、先ほど産業建設部長が発言したとおりでございます。議員がおっしゃるように、街路樹の土の部分に希望者に花を植えていただき花壇にすることにより、道路の外観もよくなるという利点も確かにございます。また、これにより、住民の力が結束され、地域の活性化につながっていくと思われまふ。今後、植栽の維持管理のあり方の一つとして、十分に検討していきたいと思ひますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

7番、中山勝三議員。

（「議長、その前にちょっといいかな」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） はい。

13番（大久保敏夫君） 答弁者で年月日とか、買取のような数字を言うときは、もうちょっとゆっくり言ってもらわないと。地元タッチする我々からすれば、説明等するため、それができるようお願いします。

議長（上野政男君） はい。

7番（中山勝三君） 今、そういうことで執行部におかれましては、よろしく申し上げます。

再質問ということなのでございます。その前に、ただいま質問に対しましての具体的な答弁をそれぞれいただきまして、ありがとうございます。その中で、まず3項目めの（仮称）花水木花壇親といことにつきましては、あくまで協力をいただくということで、過度な期待をするのではありませんけれども、少しずつでも進められたらいいのではないかと、十分検討していくという答弁いただきました。どうぞ前向きにご検討いただきますように要望をこちらはさせていただきますと思ひます。

さて、通告の1におきますプレミアム商品券についてでございます。こちらは消費税率引き上げと同時に、国の政策にのっとりながら町でも進めていただくということでございます。この今議会初日に全員協議会の際に、この八千代町プレミアム商品券についての資料をいただきました。そういう中におきまして、ちょっと見させてもらったときに、今後また具体的な内容等もよく詰めていかれるとは思ひますが、この引きかえ券の

交付申請受け付け期間というのが、今年の7月23日から11月29日となっております。商品券の販売期間が9月28日から明年の1月31日までというふうになっております。事務上の手続の問題があるのかもしれませんが、何かちょっとわかりにくいというか、この辺は少し弾力性を持たせて、この受け付け期間はもう11月29日でこれだと終わってしまうと、その後はできないというようなことになってしまうみたいですので、商品券の販売期間が1月31日までありますね、商品券の販売期間は。使用期間が2月29日ということですので、この申請受け付け期間と販売期間、この期間は別に一緒にしていったほうが事務上のことは何かあるかもしれませんが、消費者というか、この利用者にとっては混乱が起きないのではないかと、このように考えますけれども、いかがでしょうか。

それから、この詳細を煮詰めていく中におきまして、役場の1階で販売をするということであります。そして、どこか窓口というようなことですが、この窓口はどちらを考えていらっしゃるか、決まっていたらば教えていただきたいと思っております。

とりあえずその2点をお願いをしたいと思っております。

それから、筑西幹線道路関係なのでございますけれども、今、この執行、進捗状況をお聞かせいただきました。特に先ほども申し上げましたが、一番難所と思われるところがこの山川沼土地改良区からの排水がどうなるのかというところでございます。私も何回かこの議員の皆様にもご承知いただくために、写真等も配付させていただいたときもありますけれども、このネックがやはりこの九郎兵衛橋のところはどうしても排水にひっかかってくるというような状況であります。この地域は、複数の行政組織が連携しないと、なかなかこの結論が出せないという特異なところと言えますね。そして、この山川沼土地改良区を含む九郎兵衛橋の上流、こちらが県西農林事務所が管轄と。そして九郎兵衛橋から下流のところ、鬼怒川までこの常総工事事務所が管轄と。そして、九郎兵衛橋と接続するこの町道も含めて八千代町が管轄と、こういうことで管理をしてくださっているわけですが、今まではこの状況に対して、どこが責任を持つのかというところが明確ではなかったわけです。

そういうことで、建設課のほうも一生懸命努力してくれて、昨年ですか、この4関係団体の合同会議が持たれたと伺っております。そこがこの解決への出発点になっているのかなと思うのですけれども、残りがあと10分しかありませんから、続けて申し上げますが、1点は、この合同会議でどういうふうなことが話し合われたか、ちょっとここを知っている、わかる段階で教えていただきたいということが1点と。

町長さんにおかれては、就任されて今回のというか、この私の質問も初めて聞かれたかと思えますけれども、やはりこの関連する行政組織4団体、こちらに対するやはりこの一番リーダーシップ、また現地、現場ということを考えれば、町がこの鍵を握っていると、リード役になっていただくということで、深く認識をしていただいて、そして課題解決のために取り組んでいってもらいたいと思うわけですが、こちらの町長さんのご認識を再度お伺いをしたいと思います。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 議席番号7番、中山勝三議員の再質問にお答えいたします。

私へのご質問は2点あったかと思えますけれども、まず1点目についてなのですが、購入引きかえ券交付申請受け付け期間が令和元年7月23日から11月29日まで、それと商品券の販売期間が令和元年9月28日から令和2年1月31日ということで、受け付け期間と販売期間の間に時間的なずれがあるわけですが、これについて購入者からわかりにくいという、混乱があるのではないかというご指摘でございましたけれども、この購入券の交付申請受け付け期間と販売期間の差なのですけれども、購入受け付けの申請をしていただいたときに、課税要件、住民税非課税世帯とございますので、それらの要件について確認をする、そういった事務的手続がございますので、この差を設けたような次第でございます。この受け付け期間と販売期間につきましては、対象者に混乱がないように、十分広報、周知活動に努めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目のご質問ですが、窓口はどこかというご質問でございますけれども、購入引きかえ券の交付の窓口でございますけれども、こちらは申請が現在役場1階の保健福祉部の福祉課を予定してございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、臨時福祉給付金支給事業の窓口が福祉課でございましたので、今回もその趣旨が、趣旨というか、内容につきまして、事務手続につきまして、福祉課と重複してまいりますので、また1階ということで、申請者の利便性を考慮いたしまして、福祉課を考えてございます。

次に、商品券販売の窓口でございますけれども、こちらにつきましては、第1次販売と第2次販売、2段階での販売を考えております。第1次販売につきましては、9月28日土曜日から10月6日日曜日まで、午前9時から午後4時まで1階の町民ホール特設会場

で販売を予定してございます。第2次販売につきましては、10月7日月曜日から1月31日まで、午前9時から午後4時まで、こちらは土、日、祭日は除くわけですけれども、会計課の窓口で販売を計画しております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 生井俊一君登壇）

産業建設部長（生井俊一君） 議席番号7番、中山勝三議員の再質問にお答えをいたします。

関係します合同会議の内容でございますが、まず出席者につきましては、県西農林事務所、常総工事事務所が県の機関となります。また、地元の受益者でございます山川沼土地改良区の役員の方々、町としましては湛水防除事業担当の産業振興課、また町道整備担当の都市建設課にて合同会議を行ったものでございます。

合同会議の目的といたしましては、それぞれの役割がございしますが、目的は排水を適切に処理するという内容のもので、お互いの分野でどれだけ予算を確保し、どれだけ努力ができるかという内容の確認と打ち合わせを行ったところでございます。そのような結果の中、昨年度常総工事におきましては、河川の実施測量が実施され、今年度におきましても県西農林事務所におきまして、町、結城市が協力のもと、先ほど答弁をさせていただきましたが、再検証するというふうな形の流れができたものでございます。これからもまた関係する協議者の中で目的を一つにして努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

答弁は以上でございます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 谷中 聡君登壇）

町長（谷中 聡君） 議席番号7番、中山勝三議員の再質問にお答え申し上げます。

山川沼排水路の件につきましては、ただいま産業建設部長が申したとおりでございます。なおかつちょうど先週になりますが、私のほうで常総工事事務所のほうに所長プラス課長の皆さんと別席でゆっくりと話す機会がありまして、強くお願いをしてきたところでございまして、また副町長が数年前、県西農林事務所にて在勤しておりましたので、その関係で内部からプッシュをしていただけると、そういうことで真正面と裏から交渉してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問ありますか。

7番（中山勝三君） 終わりです。

議長（上野政男君） 以上で7番、中山勝三議員の質問を終わります。

ここで、次の答弁関係課長の入場を許可をいたします。

次に、8番、生井和巳議員の質問を許します。

8番、生井和巳議員。

（8番 生井和巳君登壇）

8番（生井和巳君） 議長の許可が出ましたので、通告どおり大規模水害時の広域避難に関する協定と小中学生の登下校時の安全対策についての2項目について質問いたします。

まず初めに、大規模水害時の広域避難に関する協定を13市町で5月30日に結んだと新聞に掲載されましたが、協定を結んだのは、鬼怒川・小貝川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会を構成する市町であり、同協議会は同日、協定締結に先立ち、前提となる広域避難計画を承認したとありました。住民の広域避難が必要となった市町の首長は、受け入れ先として指定される市町の首長に避難施設の運営や必要とされる資材、食料などの調達は避難する側が行い、避難する側が施設の運営や物資の調達する余裕のない場合は受け入れる側の市町に対し支援を要請できる。同日に下妻市役所で調印式が開かれ、各首長らが協定書にサインをされたとありました。

その内容の詳しい説明をお願いしたいと思います。また、その他、各諸団体との避難や物資の調達、輸送、資材提供や貸与等の協定があると思いますが、どのようなものが設置されているか伺います。

東日本豪雨より、私たち鬼怒川流域に暮らしを営む住民にとっては、生命や財産を守るため、堤防の整備や避難対策が喫緊の課題であります。鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防の改修工事等ハード対策に580億円の事業費をかけて栃木県庁から守谷市までの下流域44.3キロメートルを対象に2020年度までの5年間で整備する事業であります。早期完成が望まれているところでございます。

6月1日の茨城新聞には、「避難発令に統一基準、県水害危険度マップも」とあります。大雨で水害や土砂災害の危険が予想される際、市町村による避難勧告、避難指示などの避難情報の発令判断について、県内の統一的な基準となる基本的な考え方を発表しまし

た。大規模な自然災害が増加する中、市町村ごとにばらつきのあった発令のタイミングを明確化するのが狙いであり、住民の命を最優先に、空振りを恐れず、早期発令を後押しする。併せて県管理河川の水害危険度マップも公表されました。水害危険度マップは、県管理216河川のうち、15河川と16市町が対象とありますが、八千代町は入っているのか伺います。今年度は9月1日に防災訓練が行われますが、訓練のための訓練ではなく、命を守るための訓練であるよう願うばかりです。行事としての訓練ではなく、真剣味のある訓練にしたいものです。

続きまして、小中学生の登下校時の安全対策であります。先月、5月29日には川崎市の私立小学校の児童が登校のためにスクールバスを待っていたところ、列に刃物を持った男が児童や保護者を次々と襲い、保護者2人を含む20人が刺されるなどして、保護者1名、6年生の女子児童1名の2人が死亡され、3人が重軽傷を負い、15人は軽傷でありました。犯人は襲撃直後に首を刺し自殺したとの痛ましい事件が起きました。スクールバス通学が一番安全な通学方法と考えられ、誰もが事件などの想像ができない悲惨な事件でありました。

2001年には大阪教育大学附属池田小学校での校内殺傷事件では、小学生8人が犠牲になり、この事件により全国の学校で安全対策が進むきっかけとなり、防犯カメラの設置や校門の施錠や来校者の確認等不審者侵入対策や通学路の見守り活動が活発に行われるようになりました。

2005年には栃木県今市市の小学1年生の女子児童が友達と別れ1人になったところを下校中誘拐され、茨城県内の山林で殺害され、発見されました。昨年、東京小岩では、ベトナム人小学生リンちゃんが登校途中連れ去られ、殺された事件では、犯人は登校などを見守る学校の役員であり、同じ小学校に通う子どももいたということです。同じく、昨年5月には新潟市で下校中に小学2年生の女子児童が殺される事件は、凄惨で残虐な悲しい事件でありました。私は、昨年の第2回定例議会で子どもたちの安全な登校ができるよう通学路の整備状況等について一般質問を行いまして、安全への取り組み等の答弁をいただき、保護者の方々の下校時の車によるパトロールや地域の皆さんの登下校の見守りにより防犯や交通事故などから見守られていることもあり、その協力に感謝を申し上げます。川崎での事件もあり、学校の安全に対する脅威は絶えないと思います。このように登下校時の交通事故や傷害事件等の安全対策や安全確保など登下校時の変質者や不審者などの通報や報告は何件あったのか、また対応策はどのようなものがあるか

答弁願いたいと思います。また、川崎市の事件を受けて、保護者や家族へどのような説明がなされたかお聞かせください。

以上です。

議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 野村 勇君登壇）

総務部長（野村 勇君） 議席番号8番、生井和巳議員の通告による一般質問にお答えさせていただきます。

ご質問の1点目、大規模水害時の広域避難に関する協定についてのうち、広域避難計画とはどのような内容なのかということですが、平成30年7月に国・県及び鬼怒川・小貝川流域の県内13の市町で構成されたメンバー、これは本町を含みまして、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、そして利根町、11市2町でございます。広域避難に関する第1回目の検討会を開催し、以降検討会を開催して協議を重ねるとともに、広域避難する自治体と避難を受け入れる自治体の間でも相互に調整を図り、新聞等でも報道されましたが、5月30日に鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の中で、広域避難計画が承認され、同時に八千代町を含む13の市町で協定が締結されました。調印式には本町から谷中町長が臨まれております。

本計画は、平成27年の関東・東北豪雨等を踏まえ、鬼怒川及び小貝川の下流域で大規模水害が発生した場合に、流域の住民の方が安全かつ迅速に避難できるよう、基本的な考え方、広域避難の具体化に向けた課題を明らかにし、鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の構成機関が相互連携して大規模水害からの逃げおくれゼロを図ることを目的としております。対象とします水害を鬼怒川の場合は72時間の総雨量、669ミリの想定最大規模を設定し、避難に当たっては、氾濫の危険がある河川にかかる橋の通過は行わないなどの基本的な考えをもとに、流域の市町で大規模水害発生時に広域避難が必要とされる住民数、住民の方の数を推計をそれぞれ算出いたしました。結果、鬼怒川流域では、筑西市で10人、下妻市で2,908人、常総市で1万5,225人の広域避難が必要であるとの推計が出されております。

八千代町におきましては、指定避難所に避難する想定人数は4,812人、浸水想定区域外の指定避難所の収容人員が8,858人であることから、広域避難の必要度は他と比較し、高くないと言うことができますと思いますが、町内の指定避難所で十分に収容が可能であ

るとの算出結果となっております。残りのスペースに隣接市から広域避難者4,046人の受け入れが可能であると、このように計算されたわけであります。そのため、鬼怒川右岸側、下妻市の312人、そして常総市の714人を広域避難として受け入れる計画となっております。

受け入れの手順につきましては、河川管理者の連絡を受け、各市町が広域避難体制に移行した場合、避難市町は水位が避難判断水位または氾濫危険水位に達し、避難勧告や避難指示を発令する際には、受け入れ先の市町に対し、広域避難に係る避難所の開設を要請できると、このようにしているものでございます。議員が申し述べたとおり、費用は原則避難側が行うと、このようなものでございます。

今後は本計画の実効性を確保するため、情報伝達等の訓練を実施するなど運用上の課題を明らかにするとともに、解決に向けた取り組みを推進しながら、大規模水害からの逃げおくれゼロを図ってまいります。

また、6月1日の茨城新聞に掲載されました避難勧告等の発令に係る基本的な考え方についてでございますが、茨城県は県内の市町村が国の定める避難勧告等に関するガイドラインの改定内容を踏まえつつ、ここがポイントであります。空振りを恐れず、ちゅうちょなく避難勧告等を発令することができるよう、避難勧告等の発令に係る基本的な考え方を作成し、去る5月31日に公表いたしました。基本的には国のガイドラインから県で特に重要と思われる部分を抜粋し、県独自の考えを盛り込んだものでございますが、当町では国ガイドラインを基準とし、鬼怒川の川島水位観測所、八千代町につきましては、この観測所の数値が重要な鍵を握るということになります。この水位による避難情報の発令基準をタイムラインとしまして、毎年見直しを行うとともに、ホームページに公表しております。また、併せて県では県管理河川の水害危険度マップも併せて発表しましたが、水害危険度マップは県の管理する河川216のうち、15河川でこれは洪水により相当な損害を生ずるおそれがある水位周知河川であり、八千代町を流れる東仁連川、飯沼川、山川、これにつきましては指定されていないため、対象外ということになっております。

これまで申し上げましたとおり、町では洪水災害に備え、国・県及び流域市町と連携し、協力体制で臨んでおりますが、自然災害は行政の力、ハード対策だけではどうすることもできないということは、これはもう何度となく経験、学んできたところでございます。そこで、民間を含めた災害応援協定にも力を入れているところでございます。

先月には三協フロンテア株式会社と災害時におけるユニットハウス等の供給に関する協定を締結いたしました。災害時に仮設トイレや仮設事務所などの提供をいただくことになっております。

さらには、災害時の物資供給では、株式会社カスミ、コープ生活協同組合など緊急救援物資のこの面の輸送につきましては、茨城県トラック協会常総支部との協定を締結してございます。

いずれにしましても、自治体間との応援協定や民間との物資供給など官民が協力し、町を挙げて災害に対応し、住民の方の生命、財産を守る、このような考えでございますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席番号8番、生井和巳議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

登下校時の交通事故の報告件数でございますが、昨年度は6件ありました。いずれも大きなけがには至っておりません。登下校時の交通事故の事故防止対策ですが、学校におきましては、毎年年度初めの4月もしくは5月の間に全小中学校で交通安全教室を実施しております。実際に体験を通して交通安全、交通ルールについて学ぶ機会を設けているところであります。また、学級指導、道徳、全校集会、こういったものを通しまして、命の大切さ、自分の命は自分で守るという意識を育てる教育も実施しております。また、登下校時には教職員による立哨指導も行っております。関係機関との連携におきましては、保護者によるパトロールの実施、警察との連携によるパトロールの依頼なども行っております。教育委員会におきましては、通学路の危険箇所の合同点検を毎年実施して、児童生徒の登下校の安全な環境整備に努めております。

続きまして、変質者、不審者についてですが、昨年度5件の報告がありました。不審者への対策ですが、学校においては学級指導や集会での指導に加えて、下校時に繰り返して不審者への対応を指導しております。

また、教職員や保護者の方々のパトロールを実施し、これも警察と連携しながら安全対策を図っております。

先日発生しました川崎市のスクールバスを待っていた小学生を襲った殺傷事件があり

ましたが、この際には速やかに小中学校に対しまして、登下校中における安全確保について指示をいたしました。内容といたしましては、保護者や地域住民の方々に見守りの協力を求めること、警察と情報を共有し、連携を密にすること、各学校において登下校時の立哨の強化を図ること、また子どもたちへの学級指導を行うことなどです。

また、毎月行われます校長会、それから5月に実施しました学校訪問等におきましても、危機管理意識の高揚、いわゆるリスクマネジメント、それから命の大切さ、事故の予防と早期発見、早期対応、さらには再発防止というようなことについて指導をいたしました。今後も子どもたちの安全が最優先され、安心して学校に通い、笑顔で帰宅できる、そういった環境づくりを目指して、学校、保護者、町、地域社会とともに安心できるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。どうぞご協力をよろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 以上で8番、生井和巳議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時27分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開をいたします。

（午前10時43分）

議長（上野政男君） 次に、12番、宮本直志議員の質問を許します。

12番、宮本直志議員。

（12番 宮本直志君登壇）

12番（宮本直志君） 議長の許可がありましたので、通告した件につき一般質問を行います。

3月の定例会においては、当初予算審議の中で、執行部から給食センターの運営について、民間への業務委託という説明があり、私としては説明内容に賛同し、予算承認を意思表示しましたが、このたびの説明によりますと、今のまま直営方式とするという大幅な方向転換がありました。説明内容については、おおむね納得できるわけですが、我々議員の立場からすれば、有権者の方、支援者の方に対し誤まった方向性を示しかねない問題にもなりかねないことから、町長が政策事業を推進する際には、多くの意

見に耳を傾けると同時に、より慎重に検討し、堂々と胸を張ってリーダーシップを発揮し、八千代町をよりよい方向に導くように求める次第であります。

私の質問は2点あるのですけれども、この件については当初の予算審議あるいは前日の一般質問でも直営方式を選択するという事に町長の答弁がありました。問題がない場合は直営方式を継続してやるというような答弁であったと思います。そういうふうには決定しましたのであれば、それを確実に推進していくということで、町長の意見をもう一度聞いてみたいというふうに思います。

また、この件に関しまして、給食センターの問題は当初の立地、建てる場所、それからめぐとがありまして、あるいは予算、そういうところでも随分反対の意見がありました。特に大久保敏夫議員、ちょっときょうは名指しで言わせてもらいますが、私もこの予算審議で3回も4回も宮本議員はと、こう言われましたので、少し聞いてください。大久保敏夫議員もずっと反対をしております、起工式にも欠席したと、そういう状況から、「何で来ないんだ」と聞きましたら、「俺は反対したんだから起工式なんか行けないよ」と、こう言っていました。そういうこともありながら、この前の初日の補正予算に対してはいろいろ苦言は申しましたが、賛同していただき、予算を通してもらったということで、いろいろ人間も変わるところもあるでしょう。そういうことでひとつ執行部にかわって賛同したことに対して感謝したいというふうに申しまして、大久保議員にも私のいろいろ名前を出していただいたので、きょうはこれだけでございますが、ひとつ私の答えということにいたしたいと思います。

2点目、新センターは大変立派な施設であることは、さきの現地視察で確認できました。ちょっとした変更がありましたが、施設が更新され、衛生的で効率性の高い設備であることも十分うかがえるものであり、9月の施設運転開始が待ち遠しく、いわば子どもたちが育つ環境がまた一つ整ったわけであります。

さて、この立派な施設については、今後末永く町民から親しまれることにはなりますが、稼働するにはもちろん経費がかかることにはなります。そこで、人件費、材料費、燃料費、電気代等の一連のコスト、すなわちランニングコスト、これが年間およそ幾らぐらいかかるのかについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

つきましては、現在給食費補助金としてどのぐらいを支出しているかお伺いします。

また、児童生徒の保護者負担軽減を図るために、給食費の補助金額を増額できないかを町長にお尋ね申し上げます。

一般質問でございますが、再質問はいたしませんので、最後まで読んでしまいますので、ひとつ。新給食センターの建設については、これまで何度も時には議員同士も激しい意見交換を行い、きょうに至った経過があります。しかし、それらは八千代町の将来を担うであろう子どもたちを思えばこそであり、議員が真剣に取り組んだ結果であります。谷中町長におかれましても、どうかそれらの貴重な経過を踏まえ、9月には新しい施設において安心して安全な栄養管理がきちんとした他に誇れる給食の提供ができるよう万全の体制で慎重に臨まれるように求めたく思います。

以上で一般質問を終了といたします。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 議席番号12番、宮本直志議員の通告による一般質問にお答えいたします。

初めに、運営方法につきましてですが、直営ということで続けさせていただくこととなりました。これまで事故もなく、また異物混入等もなく、県西地区で一番おいしいと言われている給食をつくっていただいている皆さんに、やっぱりつくってもらったほうがいいのではないかと考えております。続けられる限り頑張りたいと思っております。

続きまして、給食センターの運営における給食費につきましては、現在小学校が月額3,950円、3,950円です。中学生が月額4,250円、4,250円となっております、さらに給食の提供数につきましては、令和元年6月3日の数字でございますが、教職員分も含めまして1,784食です。1,784食となっております。

次に、新センターにおけるランニングコストにおいて、特に大きく変化をするものについては、光熱水費と年間メンテナンス料になるかと考えております。あくまでも設計会社の試算ではありますが、新センターのランニングコストということで、光熱水費としまして、上水道、電気代、ガス代の合計が約1,200万円と試算しております。

次に、年間メンテナンス料の概算でございますが、合計で約365万円と試算しております。

なお、今回のランニングコストについては、あくまでも試算でありまして、新センターを数カ月間使用してみないと正確な数字が出てこないものと考えております。

なお、給食費の値上げにつきましては、センターの更新やランニングコストの増大、

食材費の高騰などもありますが、影響がないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、給食費に町で補助金を出しているが、1食当たり幾らかということでございましたが、年間額は幾らかについては、現在は給食向上助成事業という形で、1食当たり約27円で、年間1人当たり5,150円を助成しております。5,150円です。

次に、保護者の負担軽減についてどのように考えているかということでございますが、財源や他の事業の進捗状況等の問題もありますが、私は給食費の保護者負担軽減の公約も掲げておりますので、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（上野政男君） 以上で12番、宮本直志議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入れかえを行います。答弁関係課長の入退場を許可をいたします。

次に、5番、大久保弘子議員の質問を許します。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。町民の立場から3項目について質問いたします。

1つ目は、国保税の引き下げについてです。国保制度をめぐっては、国は1980年代から国庫支出を縮小し、都道府県に肩がわりさせて、国の責任を後退、国保総収入の約5割を占めていた国庫支出金を2015年度には2割に削減し、市町村国保の財政悪化に拍車をかけました。さらに、2018年、昨年度から国保の財政運営の責任を都道府県に担わせる都道府県単位化を開始、都道府県は市町村に対して、市町村ごとに医療費水準などを反映した納付金の完納を義務づけるとともに、標準保険料率などを示すことになりました。一般会計法定外繰り入れで国保税を低く抑えてきた市町村を法定外繰り入れの削減、解消、そして国保税の値上げへと誘導しています。国はそのために財政支援の配分要件として、自治体間で繰り入れの削減や国保の徴収強化、医療費削減を競わせる保険者努力支援制度までつくりました。市町村の法定外繰り入れは、国保税を低く抑えるために国が減らした国庫支出金を一部肩がわりするものです。

今年4月14日に厚労省が公表した調査によると、2018年度、平成30年度に国保税を滞納していた世帯は全加入世帯の15%近い、約269万世帯で、滞納世帯の3軒に1軒は正規の保険証をもらえず、安心して医療が受けられない状況にあるということです。これは、厚労省の調査です。茨城県では滞納世帯7万2,295世帯、全加入世帯に占める割合は

16.3%、滞納世帯に占める保険証がもらえない世帯が48.5%となっています。当町の2018年度、平成30年度の滞納件数は、これは世帯数は出せないということでしたので、件数で出していただきました。発生件数ということです。滞納件数は2万3,151件、正規の保険証がもらえない世帯は144世帯となっているということです。高過ぎて払い切れない。これが多くの町民の皆さんの声です。

そこで、1つ目に県への納付金についてお伺いいたします。2018年度、平成30年度は県が示してきた納付金が11億2,824万33円でした。それをもとにして、参考にして県は町が国保税を値上げすることを要求してきたという形にはなりません。町は国保税を値上げして、一般会計からの法定外繰り入れ分1億円を含めて、県が示してきた必要保険料納付金を納めました。ところが、30年度末には補正予算で繰越金約9,700万円になっており、基金積立金5,000万円、一般会計への繰り出し、繰戻金と言ってもいいと思うのですが、一般会計へ戻したお金が5,336万円という中身になっていました。なぜこのような会計になったのか。平成30年3月6日の資料によると、県が示した標準保険料、県が示した標準保険料というのは、保険料を参考にして、町で保険料を算出するというものですが、どうしても納めなければならない必要保険料が10億3,200万円余りで、それに対して八千代町の必要保険料は算定した結果、1億4,800万円余り足りないとして国保税を引き上げました。一般会計からの法定外繰り入れ1億円を含めて県に納付したということかと思いました。ところが、30年度は県への納付金が11億3,300万円余りになっています。町から県へ納めた金額が約1億円多かったということかお聞きをいたします。

平成31年度の県への納付金は10億3,000万円余りになっていますが、平成30年度の算定方式でいけば、県が示している必要保険料は減額になっているのではないかと。もしそうなら必要保険料は幾らになっているのかお聞きをいたします。

2つ目に、平成31年度の県への納付金は10億3,000万円余りと、30年度比約1億円の減になっています。一般会計からの法定外繰り入れは3,518万7,000円と一気に30年度比約6,500万円も減額しています。30年度末には保険税の値上げ分はそのままにして、積立金、基金積立金5,000万円を積み立てながら、一般会計への繰戻金、繰り出しと言っているのですか、5,336万円で、31年度の一般会計からの繰り入れは約3,500万円という流れをよくよく見れば、結局のところ一般会計からの法定外繰り入れは循環しているのでややこしいのですが、ゼロということになるのではないですか。まさに国・県の言いなりで町民負担を増をすることではないでしょうか。

3つ目に、国は一般会計からの法定外繰り入れは、自治体の判断でと言っています。また、前町長も1億円の法定外繰り入れを維持していくと言っていました。当町の平成30年度の1人当たりの国保税は平均12万1,846円となっており、4人家族で約50万円を納めることとなります。高過ぎて払い切れないというのが現状です。国保税の算定方式は、所得割、平等割、均等割、資産割と4方式になっており、特に30年度の保険税の改正では、均等割率が高くなっています。均等割は家族一人一人にかかってくるもので、所得のない子どもにまで負担がかかってくるものです。子どもにまで保険税をかけるのは国保だけです。今、子どもの均等割の減免や軽減が全国各地で広がっています。県内では笠間市の国保税の引き下げ、取手市では子どもの均等割の5割軽減を実施しています。当町の22歳未満の国保の被保険者数を調べていただきましたが、1,078人になっており、均等割額は全部で3,234万円になっております。基金5,000万円を積み立て、一般会計からの法定外繰り入れを増額すれば、減免は可能ではないでしょうか。均等割は子どもがふえるほど負担が重くなります。子育て支援を言うなら、子どもの均等割の減免をすべきです。執行部の見解を求めます。

大きな2番目です。総合福祉相談センターの設置について伺います。近年、福祉行政に対する多様化が進んでいるとともに、たび重なる法改正のもと、業務量の増大で、住民サービスの低下につながりかねない状況が生じているのではないのでしょうか。福祉相談や手続についての不満も出されています。

そこで、1つ目に、現在福祉関連の相談は何件くらい寄せられているのかお聞きをいたします。

2つ目に、多様化された住民ニーズや法改正などによる業務量の増加などで時間を要する福祉相談などの丁寧な対応ができていますか。

3つ目に、近隣の自治体では、子育て支援センターや身体障害者福祉センター、精神障害者地域活動支援センター等々を設置し、住民サービスの徹底を図っています。当町においても社会福祉や児童福祉、そのほかの総合的な福祉相談に対応する相談機関が今必要とされているのではないかと思います。2016年度の私の質問に対して、執行部からは福祉の総合相談窓口のような場が今後ますます重要になってくる。総合計画の中で対応していくとの答弁がありました。また、町長からはその整備が必要であることは認識している。他の事業との関連も踏まえて検討していきたいとの答弁がありました。その後、どのような検討がされたのかお聞きをいたします。

大きな3番目の質問に移らせていただきたいと思います。公共交通については、10年も前から要望があり、長年の懸案事項となっていたもので、町として昨年からは具体的な形として協議の場を設けたということになるかと思えます。近年、高齢化に伴い、交通手段がなく、公共機関や町外への医療機関、買い物などいわゆる暮らしの足がなくて困っている方がふえています。高齢者の交通事故発生率もふえ、運転免許証の返上等も増加していく中で、ますます暮らしの足の確保が切実な要望となっています。

そこで、1つ目に、昨年3月22日に八千代町公共交通会議が設立され、その計画について昨年の6月議会の全員協議会において資料をもとに説明がありました。資料によりますと、事業計画は平成32年度、令和2年度中に新公共交通システムの稼働となっています。昨年7月から9月に関係者ヒアリングとして地区ごとに暮らしの足懇談会が開かれ、私も中結城地区の懇談会に参加させていただきましたが、参加者が一部の行政区の老人会の方がほとんどで、少人数でした。その後、住民の声はどのように集約されたのか、そしてその後の事業計画の進捗状況についてお聞きをいたします。

2つ目に、町内の公共機関や医療機関だけでなく、町外へ出向くための交通機関との連携が必要とされています。町民の皆さんの声も寄せられております。体制づくりはどのように考えているのかお聞きをいたします。

3つ目に、計画では、令和2年度、平成32年度と計画書には書いてありましたが、新公共交通システム稼働とありますが、実施予定はどうなるのかお聞きをいたします。

以上で1回目の一般質問を終わります。答弁によっては再質問をさせていただきたいと思えます。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

大きな1番目、国保税の引き下げについて、(1)、県への納付金についてでございますが、平成30年度から制度が改正され、都道府県が財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされました。この制度改正により、市町村は県に国保事業費納付金を納付することになったわけですが、その算定につきましては、県が2会計年度前の医療費をもとに、国が示す医療費係数及び所得係数を乗じ、

各自治体の納付必要額が算出され、各市町村に示されます。本年度は制度改正がされてまだ2年目でございますが、昨年度と本年度の納付金が約1億円と差が大きく生じていることから、安定的な予算編成ができないため、県内市町村とともに、県に対し年度によって納付金に大きな差が生じないように申し入れを行っているところでございます。今後も会議等におきまして、県に対しまして申し入れを行ってまいりたいと思っております。

次に、(2)、一般会計からの繰り入れについてでございますが、平成30年度の法定外繰入金は約1億円を見込んでおります。これは、国保税により国保事業費納付金を賄うとともに、独立採算制を原則とする国保特別会計財政基盤の安定化を図るため、昨年3月定例議会においてご承認をいただきました。税率改正につきましては、国保財政赤字解消計画に基づき段階的に改正を行う計画であり、6カ年での赤字解消を目指しているところでございます。

したがって、当面の間一般会計からの繰入金を現行程度お願いし、次回の税率改正を検討するときまでには基金積み立てを行うなど国保財政の健全化・適正化に努め、税率を改正する場合には必要最小限にとどめられるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、31年度につきまして、法定外繰入金につきましては、約3,587万円の法定外繰り入れをお願いしているところでございますが、法定外繰入金については1億円というふうに見込んでおりましたが、県に納める納付金が約1億円の差が生じたので、現時点での予算編成では、3,587万円ということで計上をさせていただいているところであります。不足する場合には一般会計からさらに繰出金、繰り入れをしていただくことになっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

それから、平成30年度3月の議会におきまして、基金へ5,000万円、それから一般会計への繰出金、約5,300万円ですが、はなげかということでございますが、これにつきましては、平成29年度の方でございますが、平成29年度に一般会計から国保特別会計に繰り入れをしていただいたときに多く繰り入れをした場合には、翌年度精算してお返しするということになっておりますので、そういった形で補正予算で基金に積み立て、それから一般会計へ戻したということでございますので、平成31年度予算とは全く関係ございませんので、ご了承いただきたいというふうに思います。

それから、次に(3)、子どもの均等割の減免についてでございますが、全国では減免

率を2分の1または全額といった自治体独自の減免制度を設置している市町村が25市町と聞いております。本町の22歳未満、大学生相当の被保険者は、6月1日現在1,078人でございます。この方たちの均等割額を全額免除した場合は約3,200万円、それから半額免除で約1,600万円の財源が必要となってまいります。本町の国保財政は、深刻な財源不足に陥っており、一般会計からの法定外繰り入れにより運営している状況でございますので、子どもの均等割軽減の財源を確保し、均等割の軽減を実施することは困難と考えております。

それから、もう一点、先ほど平成31年の必要保険料額はどのくらいかというご質問がありました。必要保険料額として見込んでいるのは1億3,200万円でございます。

次に、大きな2番目、総合福祉相談センターの設置について、(1)、当町の福祉関連の相談件数についてでございますが、平成30年度相談件数は、介護や介護保険等の制度利用及び認知症等の高齢者関連の相談件数が延べ件数で457件、障害者関連の相談が432件、児童福祉関連の相談が24件、保健センターにおける精神関係や養育相談が236件、合計で1,149件でございます。

次に、(2)、複雑多岐にわたる窓口業務で、相談に対する丁寧な対応はできるのかでございますが、町では日頃から町民の皆様にとって利用しやすい窓口づくりに努めております。保健福祉部の各課においては、健康増進課以外、庁舎1階に配置されており、福祉制度やサービスについて、わかりやすく丁寧に説明するとともに、必要に応じて他の関係部署の職員も同席するなど相談者の負担を軽減するよう努めているところでございます。

また、年々専門性が増す福祉需要に対応するため、保健師や社会福祉士等の専門職の配置も進めており、充実した相談体制の構築を図っているところでございます。

なお、各種の相談業務につきましては、おのおの担当者によりまして、カウンターやロビー、相談室等で対応しているところでございます。

次に、(3)、総合的な町独自の福祉相談機関が今必要ではないかでございますが、現在福祉に関する相談をお受けする場合には、相談内容に応じまして役場1階の各担当課窓口や相談室においてお受けをさせていただいております。ただ、町民の方にとりましては、自分の困り事をどこの課・係に相談したらいいのかと、特に初めてご相談にお見えになった方については、大変わかりづらいところもあるかと感じております。そのため、町民の方が入り口のところでお困りのときは、総合案内を担当する職員がお声をか

けたり、あるいは目的の窓口に同行してご案内をさせていただいているところがございます。

また、町民の方への説明に当たっては、わかりやすい言葉で丁寧に対応するよう努めているところがございます。

ご質問の総合福祉相談センターの設置につきましては、子育て世代包括支援センターの体制づくりと一緒に検討できればと思いましたが、必要な財源の確保や、どこに設置するかといった問題もございますので、それらを整理しながら今後の検討課題として考えてまいりたいと思っております。

これからも相談体制のなお一層の充実に向けて、職員の研修会等への参加を積極的にを行い、さまざまな相談業務への対応力の向上を図るとともに、関係各課とのさらなる連携強化を進め、よりきめ細やかで丁寧な相談体制の充実を進めてまいります。ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

公共交通会議についてのご質問でございますが、公共交通会議の協議の進捗状況につきましては、平成30年3月22日に議会議員を初めとした町民の代表者や交通事業者、国・県の関係行政機関などで構成します27名の委員により、八千代町公共交通会議を設立いたしました。

同年6月26日の公共交通会議におきましては、住民ニーズ調査の実施について協議を行い、7月から9月にかけて住民アンケート調査や5地区における住民座談会、医療機関巡回バスの利用者アンケート調査及び商業施設ヒアリング調査などを実施いたしました。

その後、11月2日の会議において、地域の現状整理及び住民ニーズ調査の結果を報告いたしまして、町内を巡回するコミュニティバスやデマンド型の交通システムなど新しい公共交通の運行形態について、委員の皆様からさまざまなご意見を頂戴いたしました。

また、11月20日には、視察研修として、筑西市及び栃木県芳賀町を訪問し、主に乗り合い型のデマンドタクシーについて説明を受け、本年3月22日の会議の中で再度協議を

行いました。この会議の中で、委員の方からコミュニティバスの視察も行いたいとの提案がありましたので、5月14日には坂東市及び結城市において、コミュニティバスについての視察研修を実施いたしました。

協議の進捗状況につきましては以上でございますが、今後は7月に本年度第1回目の公共交通会議を開催いたしまして、運行形態について、より具体的な協議を行い、本年度中には新しい公共交通の運行についての方向性を出していただきまして、その後、運行許可の手続、関係機関との調整、町民の方への周知などを行いつつ、令和2年度中には実証運行ができるよう進めてまいりたいと考えております。

また、町外の交通機関との連携につきましても、近隣市町村と連携を図りながら、利用者ニーズの把握や経費負担など公共交通会議の中で協議、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答え申し上げます。

まず、国保税の引き下げについての一般会計からの繰り入れについてでございますが、保健福祉部長が説明しましたとおり、国保財政基盤は脆弱なものであり、効率的かつ安定的な運営を目指しております。しかし、少子高齢化による被保険者の減少、高度化する医療の負担増加など本町の国保を取り巻く環境は、年々厳しくなっております。

このような状況の中、平成30年3月議会においてご承認いただきました税率改正につきましては、国保財政赤字解消計画における取り組みの一つであり、今後6カ年での赤字解消を目指しております。

したがって、国保財政赤字解消計画実施期間中は、一般会計からの繰入金を実行程度に行い、国保財政の健全化・適正化に努めてまいりたいと考えております。

次に、子どもの均等割の減免についてでございますが、先ほど保健福祉部長の答弁にあったとおり、本町においては一般会計からの法定外繰入金を繰り出している現状を考慮した場合、子どもの均等割の減免は困難であると考えます。また、赤字解消計画実施期間中でもありますので、なかなか難しい状況でございます。

続きまして、総合福祉相談センターの設置についての複雑多岐にわたる窓口業務で相

談に対する丁寧な対応はできるのかということでございますが、総合的な町独自の福祉相談機関が今必要ではないかでございます。ただいま担当部長が答弁したとおりでございます。町では日頃から町民の皆様にとって利用しやすい窓口づくりに努めております。保健福祉部の各課につきましては、1階に配置をいたしまして、各担当課においてもわかりやすく制度やサービスについて説明をいたし、必要に応じてほかの関係部署の職員も同席するなど相談者の負担を軽減するよう努めているところでございます。

また、現在新たな子育て支援の拠点となる子育て世代包括支援センターの体制づくりを進めておりますが、総合福祉相談センターにつきましては、財源やスペースの問題等課題を整理した上で、将来的には子育て世代包括支援センターを含めた包括的な総合福祉センターの設置について検討をしております。

今後につきましても、町民の利便性を第一に考え、よりきめ細やかで丁寧な相談体制の充実を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、公共交通会議について、協議の進捗状況等につきましては、担当部長が答弁したとおりでございますが、昨今の高齢ドライバーの誤操作による痛ましい交通事故や今後さらなる高齢化の進展により、運転免許の自主返納の動きが進むことに鑑み、公共交通につきましては、町民の足の確保、医療や買い物などの日常生活を支援するため、町政の重要課題として認識をしておるところでございます。公約の一つでもあります「いつまでも暮らしたいまち」を実現するため、当町の地域性に合った公共交通のシステムの整備を推進してまいりたいと考えております。

新しい公共交通のあり方につきましては、現在八千代町公共交通会議におきまして協議をさせていただいているところでございますので、公共交通会議での意見を踏まえまして、議員の皆様を初め、さまざまなご意見を頂戴しながら、実証実験に向けての準備を進めていきたいと考えております。

議員の皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。
議長（上野政男君） 再質問ありますか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 議長より再質問の許可をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

先ほど担当部長より答弁をいただきましたが、31年度、2019年度の県への納付金、必要保険料について答弁をいただきましたけれども、30年度は10億3,200万円の必要保険料

でした。しかし、31年度は先ほどの答弁ですと、1億2,000万円余りということでありました。これは、ちょっと不思議なことだなと思いましたので、ここのところ説明をお願いいたします。

また、一般会計からの法定外繰り入れは、3,518万7,000円と31年度はなっております。30年度から6,500万円も減っているわけです。それで、増税分は6,500万円です。増税分が6,500万円でいって、法定外繰り入れは6,500万円減らしたということになると思うのです。そして、先ほどの答弁ですと、繰戻金、一般会計への繰出金、これについてですが、これは関係ないとおっしゃいましたけれども、これは前年度の繰越金だということだと思うのです。しかし、毎年のように循環しているのです。会計の循環しているのではないですか。都道府県化によって一般会計からの繰り入れを削減、保険税の増というトリックのようなわかりづらい仕組みになっております。増税しながら積立金を5,000万円、そして町民には6,500万円も負担を増やしているということだと思うのですが、これで本当に町民はますます滞納が増えていって、そして職員は滞納整理に追われるのではないのでしょうか。そういう職員にも負担がかかっていくということになると思います。やはりこれは少しでも国保税の軽減をしていかなければ厳しいのではないのでしょうか。そして、国への国庫負担、それも求めていかなければならないと思います。

それから、先ほど町長は一般会計からの繰り入れを維持していくというふうにおっしゃってました。それでしたら循環しているその国保の会計のあり方で5,300万円以上も一般会計に戻して、幾ら前年度とはいえ、循環しているわけですから、そして一般会計からの繰り入れを31年度は3,500万円という流れをつくったわけですが、そのために町民負担が大きく増えているのではないのでしょうか。30年度は県が示してきた標準保険料、これが11億3,000万円だと思うのです。それに対して県は全額納めろとは言っていないわけです。しかし、30年度は町から11億3,000万円納めているわけです。そこで、1億円の差が出たということではないかなと私は思うのです。必要保険料というのは、この保険税を算定するときに、県から示されたどうしても納めなければならない保険料ということを示されてきたのです。それが10億3,000万円なのです。これは、30年度です。31年度の保険料、県から提示されてきた納付金、これが10億3,000万円になっているのです。先ほど聞きましたら、必要保険料は1億2,000万円というふうになっているということなのですが、ここの数字は非常におかしいなというふうに思います。結局保険税を引き上げて、町民負担を増やしているわけで、ますます町民が苦しめられるということになると

思うのですが、そこで子どもの均等割のさっきは減免は困難だというお話がありました。しかし、取手市では5割の軽減ということは、もう実現しているわけです。町の努力で結局その3,200万円の子どもの均等割、その半分でしたらば1,600万円あれば実現できるということになると思うのですが、こんなに一般会計からどんと6,500万円も減らして、子どもたちの保険料をこのまま結局家族一人一人にかけていくその均等割ということで、保険料が高くて困っているわけですので、そこをしっかりと検討していただきたいなと思います。

また、最後の3番目の質問の中で、中というか、これについてですが、今後1年半余りの間に稼働するという答弁がありました。しかし、多額な費用を要することになると思います。それで、その費用というのはどのぐらいを見越しているのですか、それをお聞きをいたします。

以上で再質問を終わります。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 5番、大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

先ほど私が31年度の必要保険料額を約1億3,200万円と申し上げましたが、申しわけありません。10億3,200万円の間違いです。訂正をお願いしたいと思います。

それから、議員さんおっしゃっている金額なのですが、県に納める納付金と必要保険料額は違いますので、納付金額については県に納める金額です。必要保険料総額につきましては、納付金を納めるために税のほうで徴収する目標の数字になりますので、若干約2,000万円程度の差がございますが、これにつきましては国からの補助金等がありますので、その分を差し引いておりますので、納付金と必要保険料額につきましては、差があるということでご了解をいただきたいと思います。

なお、平成30年度の必要保険料総額につきましては約9億6,000万円、それから県に納めました納付金額は約11億3,300万円でございます。

それから、平成31年度につきましては、先ほど申し上げましたように、必要保険料総額は約10億3,200万円でございますが、当初予算のときの納付金の数字は仮算定ということでご説明をさせていただいております。予算計上に間に合いませんでしたので、仮算定の数字で約10億3,000万円の納付金ということで計上させていただきましたが、その後確定をいたしまして、平成31年度の納付金額は約10億5,100万円ということになっており

ます。ご了承いただきたいと思います。

それから、今年度の法定外繰入金ですが、約3,587万円というふうに申し上げました。町との約束で約1億円という話だったということだと思えるのですが、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、県のほうに納める納付金の額が仮算定の段階で約1億円の差が生じておりました。その段階で金額ですか、県に納める納付金の金額というのは確定しておりませんでしたので、その数字を計上させていただいておりますが、一般会計のほうは不足の場合には約1億円までは繰り入れしていただけるというふうになっておりますので、現時点で3,500万円ですけれども、令和元年度の決算の時点では幾らになるかというのはまだわかりませんので、ご了承をいただきたいと思います。

以上です。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

現在、先ほどの答弁で申し上げましたように、現在八千代町においては、八千代町の地域性に合った公共交通システムを公共交通会議において検討しているところでございます。一口に公共交通システムといっても、筑西市ではドア・ツー・ドアのフルデマンドタクシーと地域内運行バス、広域連携バスの3本立て、結城市は市内巡回バス、坂東市はコミュニティバス、デマンドタクシー、通勤・通学者向け守谷駅直行型のバスを運行しております。

このようにそれぞれの自治体で住民の利便性、継続性、財政負担、現在の公共交通との共存性などを勘案しながら、実証運行、P D C A、計画、実行、評価、改善を行って、地域に合ったシステムを模索しながら事業を実施しているところでございます。

お尋ねの費用負担の件につきましては、まだ八千代町の地域に合いました公共交通システムを模索しているところでございます。導入に当たりましては、住民の負担軽減を図るべく国県補助金の導入などを考えながら、公共交通システムを構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問ありますか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、再々質問をさせていただきます。

先ほどの国保についてですが、先ほど部長より答弁をいただきました。標準保険料、30年度に県が示した。これに対して必要保険料は10億円だったということですが、標準保険料というのは、県がこれを参考にして保険料を算出するようにと出してきたものだと思います。しかし、30年度には町から11億3,000万円を納めているということになっています。結局は1億円多かったということなのかなというふうに思います。

それで、31年度は先ほど答弁がありました、納付金が1億円下がって10億3,000万円、必要保険料は9億6,000万円だという答弁がありました。そのような中で、30年度の補正で繰出金、一般会計への繰出金が5,300万円、そして基金積立が5,000万円ということで、結局は町民に負担増をしながら積み立てている。そして、一般会計からの繰り入れを大幅に減らしているということなのだろうと思います。何かちょっと負担増のための最初の標準保険料、負担増を計算するための最初の標準保険料だったのかなというふうに私は解釈をするしかないのです。

そして、実際に4人家族で約50万円も1年間に払っているわけですね、町民の方は。なので少しでもやはり軽減をしていただきたいという思いで、子どもの均等割の減免は困難だということであれば、軽減をしていただきたいというふうに思っております。

また、町の医療費水準は29年度で県内44市町村のうち43位なのです。八千代町の場合、医療費水準は最低ラインということですね。1人当たりの県内の保険税は県内28年度は7位でしたけれども、今回は4位になっています。これ以上どうやって医療費を削減するのですか。今、低所得者が増えて、受診を控えている方も増えています。誰もが安心して国保税を払って、医療を受けられる、これが国民皆保険の本来のあり方ではないでしょうか。ここで、町長にもお伺いしますが、今、全国の知事会とか市長会で国へ1兆円の国庫支出を要望しています。町としても県や国に対して強く要望していくことを求めるものです。

先ほどのちょっと再々質問の中身について部長より答弁、また町長としてのお立場で答弁をいただければありがたいと思います。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 5番、大久保弘子議員の再々質問に答弁させていただきます。

平成30年度と31年度をちょっと勘違いされているようでございますが、平成31年度の

必要保険料総額は10億3,200万円でございます。それから、平成31年度の確定しました納付金額は約10億5,100万円でございます。先ほど9億6,000万円と言いましたが、これは30年度における必要保険料総額ということになりますので、30年度に納めました納付金額が約11億3,300万円ということでございます。納付金額につきましては、これは全額県に納めなくてはならない金額でございますので、ご了解いただきたいと思ます。

それから、30年度と31年度で当初予算の時点ですが、約1億円の差が生じていたということで、この納付金額につきましては、県から示されるまで市町村においては幾ら納めればいいのか、ちょっとわかりませんので、そういった差が生じていたのですけれども、また保険税の改正をしていただいたのは、平成30年度の納付金を納めるために、その時点では金額が足らなかったということで、併せて平成16年以来税率改正をしていなかったということで、税率改正をさせていただきまして、議員さん全員異議なく税率改正についてはご了承をいただいたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ます。

なお、その時点で平成30年度の納付金を納めるために税率改正をしていただきまして、平成31年度については1億円差が生じたということでございますが、平成31年度の国保税につきましては、平成30年度の税率でお願いしておりますので、議員さんご指摘のように、多いのではないかとということでございますが、国保の税率改正につきましては、介護保険と同じような考え方でやっていきたいというふうに考えております。税率改正をした年には繰越金が多くなると思ますので、それを基金に積みまして、それから税率改正を今度検討していただくときに、その金額を充てまして、できるだけ税率改正をしなくて済む、例えばした場合でも当初よりも税率改正の幅が小さくなるというふうな考えでございますので、ご理解をいただきたいと思ます。

それから、子どもの均等割の減免につきましては、今、国保財政は赤字でございますので、赤字解消計画を進めまして、赤字が出ないようにということで今取り組んでいる最中でございますので、その取り組みの最中でございますので、子どもの均等割につきましての軽減については困難であるということでご了承いただきたいと思ます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 議席番号5番、大久保弘子議員の再々質問にお答え申し上げます。

先ほどの件につきましては、検討をさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 以上で5番、大久保弘子議員の質問を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） はい。

13番（大久保敏夫君） 全部閉める前に今の件でお答えをちょっと係にもraitたいことがあるので、公共交通ですか、協議会、これが言葉で出てきているのですが、これが議会としてもその中に参加している人と、今、廣瀬議員のほうから俺が出ているという話もあったのですが、その議会として出ているのか、それとも違う所属から出ているのか。

（「委員長、委員長」と呼ぶ者あり）

13番（大久保敏夫君） 委員長ではなくて、会議の議員として議会の代表が出ているか、出ていないかの確認だけだよ。余計なことはいいよ。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 大久保敏夫議員の質疑にお答えいたします。

公共交通会議の委員さんでございますけれども、27名ほどいらっしゃいますけれども、そのうち八千代町議会といたしまして、議長の上野議長、総務委員長の小島議員さん、教育民生委員長の中山議員さん、産業建設委員長の廣瀬議員さん、以上4名の方に公共交通会議の委員として協議に加わっていただいております。

以上であります。

議長（上野政男君） 以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

日程第2 議員派遣の件

議長（上野政男君） 日程第2、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり決定をいたしました。

日程第3 閉会中の継続調査の件

議長（上野政男君） 日程第3、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長の報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（上野政男君） 以上で本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。これから本格的な梅雨の季節になり、気温が変わりやすくなってまいります。皆様におかれましては、何かと多忙のことと存じますが、健康には十分ご留意をされ、またそれぞれのお立場でのご活躍をご期待申し上げます。令和元年第2回定例会を閉会といたします。

（午前11時59分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 上 野 政 男

署 名 議 員 廣 瀬 賢 一

署 名 議 員 大 久 保 弘 子